

第147回社会保障審議会医療保険部会（令和3年12月1日）

各委員の発言要旨（「令和4年度診療報酬改定の基本方針について」関係）

<全体及び概要版について>

- 改定の基本方針全体についておおむね賛同。
- 地域医療をいかに確保するのか、救急・救命をはじめとした急場での医療の対応力をどう確立するか。必ずしも医療機関の多くない、又は診療所さえ確保しがたい状況下にある自治体や地域を鑑みると、政治の崇高な見識と実行力で実現を図ることが不可欠であると思う。よって、地域医療確保については、その充実・向上が図られる対策などを検討課題として位置づけ、政府として国民の健康、また医療を守る施策の一環としても充実できるように、配慮いただきたいし、そうあるべきだろうと考える。
- 医療機関の整備や配置について、これまでの間に政府では、例えば公立病院等の統廃合、ネットワーク化などを打ち出してきたが、それらの政府方針を受けて努力をしている地域や公立病院に対して、適切な配慮ということも考えていただく必要があるのではないか。診療報酬のみでは対応し切れないかもしれないが、その地域に住んで暮らしている方々にとって不可欠の地域医療であり、その維持や継承が叶うように、十分な配慮がなされるべきである。そうでなければ、医療や教育が希薄になるエリアには定住なども困難になっていくことも危惧され、それは地域力の衰退や国力の減退にもなりかねないので、財政面、技術面、人的面など十分な配慮をできるように診療報酬、様々な医療に関する施策の中で配慮いただきたい。
- 全体的に上から目線で書いてある感じなので、患者の目線や利用者の目線、そういうスタンスをきちんと書いていただきたい。
- 概要版の方でも、成長と分配の好循環の視点を踏まえて、医薬品のイノベーション推進やオンライン診療の普及・促進について触れていただきたい。

<改定に当たっての基本認識>

(新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応)

- 新型コロナ対応の中で地域における医療機能の分化や強化、連携の重要性が改めて認識されたという記述があるが、これはここではっきりと、入院だけではなく、広くかかりつけ医機能をはじめとする外来をも含むものであることを確認させていただきたい。

(患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現)

- ICTの利活用や将来のデジタル社会に対応することの重要性について触れていただき、今後の行政としてのイノベーション推進の一助になる書きぶりになっていると受け止めている。
- 新型コロナ対応を契機に我が国のデジタル化の遅れというものが痛切に顕在化したと

認識している。ICTの進歩やデジタル基盤の整備により、クラウドベースで安全・高速に情報を共有・連携することが可能になっている。しかも、これらは個別のシステムよりも低コストで整備・運用可能な時代になっているという認識がある。医療分野においても、電子カルテの標準化、デジタル化された医療情報の利活用や医療機関間における連携の取組の推進が必要とされているので、そのような趣旨を基本認識の中に明確に書き込んでいただきたい。

- ・ 例えば、ECMO等の高度な医療機器によっても数多くの生命が救われたことは社会的にも広く認知されている。より精度の高い検査手法や診断技術の確立も今後一層求められることになるので、基本認識の中にも、医薬品だけでなく、医療機器について、その社会的な重要性や一層のイノベーションの必要性の促進といった視点を入れていただきたい。

(社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和)

- ・ 日銀や商工会議所の調査によると、景況感は全体として回復基調にあるものの、規模や業種によって差が見られるK字型の回復となっており、先行きへの慎重な姿勢も続いている。診療報酬改定に当たっては、こうした状況を十分に勘案していただきたい。
- ・ 国民皆保険制度の長期的な持続可能性を高めつつ、医療提供体制を新興感染症にも強い効率的・効果的な仕組みへ再構築することや、高い水準の自然増を考えれば、令和4年度は診療報酬を引き上げる環境ではなく、国民の負担軽減につなげるべきであり、配分の見直しに主眼を置いたメリハリのある改定とする必要があると考える。

(その他)

- ・ 改定に当たっての基本認識に、「成長と分配の好循環に資する」という観点や、「メリハリのある診療報酬改定」ということを盛り込んでいただきたいと思う。

<改定の基本的視点と具体的方向性>

(新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築)

- ・ 基本的視点にも記載のように、各医療機関は、その機能に応じ地域医療を守るために役割を果たしており、かかりつけ医機能を担う医療機関を中心とした外来や在宅医療を含めた地域医療全体を視野に入れ、適切な役割分担の下、必要な医療を面として提供することの重要性がクローズアップされているものと認識している。2年近く対応してきた新型コロナウイルス感染症によって地域における顔の見える職種連携のより一層の強化が重要であるということが再認識された。改めて今回の一連の感染症対策を検証、整理して、国民の健康、生命、生活を守る立場の医療提供者として、歯科からもしっかりと発信していくべきと考えている。

- ・ 「医療機能の分化・連携の取組は不可欠」とあるが、このことを進めていく目的は、まさに効率的・効果的で質の高い医療提供体制を維持していくためであると理解している。連携による診療情報提供に係る負担を上回る効果や質の高さといったメリットを患者が感じられるような医療提供体制の構築に資する報酬制度とすることが重要と考える。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築について丁寧に記載いただき感謝。高齢化が進展する中で、良質な在宅医療の提供や介護サービスとの適切な連携が進むことを期待したい。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者の診療について、実態に応じた評価を行う」とあるが、様々な特例措置があり、まずその検証が必要である。コロナの診療について、「これまでの特例的対応の検証に基づいて、実態に応じた評価を行う」という修文を検討いただきたい。
- ・ 「急性期病棟等について、平時から体制・機能強化を推進」とあるが、重要なのは、有事においてそれが機能するということ。「有事においても確実な機能発揮がなされることを前提に」と修文していただきたい。
- ・ かかりつけ医の機能評価について、かかりつけ医に、地域における包括的な医療の担い手として、希望する方に健康に関するアドバイスや予防医療を提供する役割を期待している。そのため、複数の慢性疾病を持つ患者への対応や在宅医療に加えて、かかりつけ医が国民によるセルフメディケーションの実践を後押しする機能を評価する方向性で、議論していただきたい。
- ・ かかりつけ医機能の評価は、患者目線で見て納得感のある評価とすることが重要であり、「患者のニーズを踏まえたかかりつけ医機能を評価」としていただきたい。
- ・ かかりつけ医、歯科医、薬剤師などの重要性について、適切な専門家の指導を受けながら健康を守ることができる状態を広げ維持することは、国民の健康に不可欠と思っている。そして、それらも含めて生かすことのできる地域包括ケアのサポートも大切だと思う。人生の始まりから天寿の全うまで、医療の世話になるので、十分な配慮が必要だと思う。
- ・ かかりつけ医の定義や在り方については、十分な整理がされていないため、医政局における地域医療の中でのかかりつけ医の在り方の整理状況を踏まえ、かかりつけ機能を担う医療機関の評価の方向性について検討すべきと考える。
- ・ かかりつけ医について、医療部会で、総合診療医の養成の重要性も指摘されている。身近なドクターが、速やかな診断と治療、専門医との連携をしてくれる総合診療医であれば、患者としては大変安心ではないかと考える。
- ・ かかりつけ医機能を担う医療機関と地域の医療機関の連携によって在宅医療を推進するに当たっては、こうした機能がきちんと果たされるような報酬の仕組みとすることが重要と考える。
- ・ かかりつけ医機能については、普段からその患者さんと医師との間の信頼関係が成立

し、十分対応できるような体制を考えていただきたい。今回、ワクチンが打てなかつたからかかりつけ医を制度化しなければいけないというのは暴論である。そうではなくて、かかりつけ医機能をもっと拡充し、国民にかかりつけ医を持っていただくということが本来の筋である。日本は、ワクチンが手に入ったら、世界に比して最も効率よくワクチンが打てたというのは事実である。今のやり方が駄目だというだけではなくて、世界から見てこれがどのようにすばらしいかということをきちんと認識していただきたい。

(安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進)

- ・ 医師の働き方改革等の推進に関して、前回に引き続き、重点課題になっているが、医科歯科連携の推進をより進めることで、歯科からもその役割を果たすことができる部分が多いと考えるので、様々な点からの医科歯科連携を検討いただきたい。
- ・ 「届出・報告の簡素化、人員配置の合理化を推進」とあるが、ここは「医療従事者が高い専門性を発揮できる勤務環境の改善に向けた取組の評価」のところであるので、「人員配置の合理化」ではなく、例えば「業務の効率化や業務の合理化の推進」といった表現のほうが適切ではないかと思う。
- ・ 医師等の働き方改革等の推進に関連する部分で、もちろん重要性はよく理解しているが、診療報酬上の対応については、逼迫している保険財政を踏まえていただきたい。診療報酬はあくまでも医療機関に支払うものであって、働く方に直接支払うという仕組みにはなっていないので、「看護の現場で働く方々の収入の引上げ等に係る必要な対応について検討」という文言については、「必要かつ実効性のある対応について検討し、その効果を検証する。」といった表現に変えていただきたい。
- ・ 看護の現場で働く人々の収入の引上げについて、看護職員をはじめとする医療現場で働く皆さんの安定確保という意味でも、継続的な取組が求められる。取組に当たっては、こうした現場で働く人にこのお金が確実に届く仕組みとしていただきたい。
- ・ この2年間コロナがやってきて、看護師は大変ではあるが、ほかの職種、例えば医師、臨床工学技士、病院の掃除をする人、事務も大変である。そういうこともきちんと理解していただきないと、医療はチームワークでやっている。十分に配慮いただきたい。補助金を含めて対応することだが、あらゆる職種が一丸となって対応しているからこそ、国民の命を救えているということを十分理解いただきたい。
- ・ かかりつけ医について、国民一般はよく分かっていないと思う。何回かかったらかかりつけ医かというのは全く分からぬ。最後のところで国民に対して医療制度に関する丁寧な説明をすると書いてあり、かかりつけ医という言葉がいいかどうか分からぬが、自分の健康、あるいは自分の家族の健康をちゃんと知つていただく方を持つ必要性があるということを説明しないと、医療関係者の間でかかりつけ医、かかりつけ医と言っていても始まらないと思う。
- ・ かかりつけ薬剤師は必ずしもうまくいかないと思う。薬局はチェーン化し、昔ながら

の家族でやっている薬局は少なくなってしまった。かかりつけの薬剤師がいても、チェーン薬局なので転勤がある。多分、薬局でデータを保持していると思うが、かかりつけ薬剤師は簡単にはいかないと思う。

(患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現)

- ・ 歯科においても厚労科学研究等で在宅現場のICT利活用の検証を行っているので、好事例は取り上げていっていただきたい。加えて、歯科補綴物の製作等を含めたデジタル技術の応用やICTに関する新しい効果的な技術についての検討も引き続き進めいただきたい。
- ・ オンライン診療について、11月19日に閣議決定された経済対策において、診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療、服薬指導の適切な普及促進を図るという政府方針となっているので、この普及促進というところに言及をしていただきたい。
- ・ オンライン診療について、コロナ禍で得た教訓を踏まえて、「普及・促進」という文言を加えるべきだと考える。具体的には、「安全性と信頼性の確保を前提に適切に評価し、普及・促進を図る」という表現にしていただきたい。
- ・ オンライン診療は、大変便利なものであり、国民・患者にとって必要なものである。ただ、最近、ランサムウェアが放り込まれて、ウイルス感染によって電子カルテがストップしてしまったという症例が日本も含めて世界で起きている。とにかくつないでデータを集めればそれで全て国民にとって利益だという話ではなくて、やはり個人情報の大事故と、そしてランサムウェアで医療がストップしてしまうことにならないように十分注意を払いながら、対策も国のほうで考えていただきたい。

(効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上)

- ・ 後発医薬品の使用促進について、現在は薬価の取引価格が低いだけでなく、海外から十分な量の原材料を確保することが難しいため、生産を継続しても赤字となってしまうような構造的な問題に直面している。医療費の削減を過度に薬価低減に求めることは、薬剤の安定供給に支障を来しかねないという実情を認識の上、検討いただきたい。
- ・ 後発医薬品の使用促進について、全ての都道府県で80%以上とするという新目標を実現するため、更に取組を推進と記載されており、体制加算を充実させる方向であるかのようにも読めるが、既に後発医薬品の使用割合がある程度の水準に達しており、患者側にも後発医薬品を選ぶという習慣がある程度浸透していると考えられる。このことから、加算対象のさらなる厳格化、薬局における減算基準の引上げ、使用割合の低い歯科を含めた医療機関への減算規定の創設等を行った上で、加算を段階的に廃止していくことを検討すべきであると考える。
- ・ 長期収載品については、骨太方針でも示されているとおり、あくまでも、「革新的な医薬品におけるイノベーションの評価」とセットで行うということだと理解している。

- ・ 一定期間内に処方箋を反復利用できる方策の検討については、患者の通院負担軽減につながる仕組みとなるように具体的な検討をお願いしたい。
- ・ OTC 類似医薬品の保険給付範囲の見直しについては、医療資源の重点的な配分という観点から、湿布など市販品で代替可能な医薬品については処方上限の設定も含めて具体的な検討の準備をお願いしたい。
- ・ OTC を増やすということは、安全性が確立されていて、短期間であれば患者が自分で選んで対応しても問題がないということにおいて認可しているわけであり、自己判断の内服が漫然と延びると大変なことが起きるのは我々も医師としてよく知っている。そういったことがないように対応しなければならない。その中で、OTC に採用されたら、医療保険は払わないというような暴論を言う方が時々いる。あくまでも国民が健康保険に入らなければならない大前提是、必要な医療については健康保険で十分に給付されることが大前提である。そのことを外れて、OTC で買えるから、これを医療保険として対応しないというのは暴論。そこは十分に対応していただきなければならない。
- ・ OTCになったものがなぜこれほど高く市販されているのかという点について、市場に任せているから、国のすべきことではないというのはやはりおかしいので、適切な形で運用していただきたい。
- ・ 薬局の収益状況、経営の効率性等も踏まえつつ、薬局の評価の適正化等を推進する中に敷地内薬局が入っているということは理解した。敷地内薬局は適正な医薬分業の点から、そして、かかりつけ機能の強化・推進の視点、地域包括ケアシステム推進の視点等から逆行するものである。敷地内薬局に診察費などの病院の施設設備を求められている事例が増えているが、薬局は同一敷地内の医療機関からの処方箋の応需で得た収益からその費用を支払う構図となる。保険医療に係る財源は国民皆保険制度で成り立っているため、このような公費の使い方は、国の方針、保険診療として適切ではない。敷地内薬局は診療報酬の適正化だけではなく、そもそもの在り方について見直すべきだと考える。
- ・ 敷地内薬局について、もし大病院に利益供与しているという実態があれば、これは公的医療保険制度の下では看過できない問題である。その理由は、1点目は地域包括ケアシステムの推進に逆行するということで、敷地内に開設する薬局、また囲い込みを行う病院のいずれも、医薬分業や地域包括ケアシステムの趣旨を全く理解していないと言わざるを得ない。もう一点は、保険財源を医療以外の投資に使っているという部分。調剤報酬を財源にした投資は、当然ながら保険調剤の質の向上に使うべきであって、仮に誘致した病院のアメニティ等を充実するために使われているとすれば、もってのほかだと思う。誘致する側、また応じる側の両方に対して、いま一度公的医療保険制度の下でどのように振る舞うべきかということはしっかりと考えていただきたい。また、診療報酬上において見直しの検討を行うということも一つの方策ではないか。

- ・ 敷地内薬局について、これを導入して利益を得たり、あるいはアメニティーを改善するなどとんでもない話である。公的な保険を利用してそのようなことをすることに対しては、ぜひ毅然とした態度で厚生労働省にも指導していただきたい。

(その他)

- ・ 発熱外来などは、大変だということは理解いただけると思うが、ワクチンのときに、実は医療機関は6月まで全くワクチンを給付してもらえなかつた。何も武器がなく、ワクチンもない、薬もない状態で、今診ている患者さんの中でとにかくワクチンを打っていかなければならなかつたという事情があるということだけ、申し上げておきたい。

<将来を見据えた課題>

- ・ かかりつけ医機能について引き続き一層強化していくことが、その定義の在り方等々を含めて非常に重要だというふうに考えるが、昨今では、保険者とかかりつけ医の協働による加入者の予防・健康づくりといった先駆的な取組、いわゆる社会的処方についてのモデル事業も行われていると聞いている。今後、このようなモデル事業の結果、あるいはかかりつけ医機能を含む外来機能の明確化、連携などをさらに進めていく方策の検討を踏まえていただき、地域の実情に応じた取組を進めていくべきことを、最後の将来を見据えた課題の中に明記していただきたいと思う。

第146回社会保障審議会医療保険部会（令和3年10月22日）
各委員の発言要旨（「令和4年度診療報酬改定の基本方針について」関係）

＜全体について＞

- ・ 全体としてこれまでの議論が反映されていると思う。
- ・ 過疎地、僻地、離島など、医療の提供に非常に苦労している地域があり、医療アクセスがないと定住もままならなくなる。命と財産を守る要になるのが地域医療の確保だと思うので、全体を通じて、地域医療の確保を重視していただきたいと思う。

＜改定に当たっての基本認識＞

（患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現）

- ・ 医療と経済の発展と書かれていることに違和感を覚える。命かお金かと言ったら命のほうが大切。医療の発展や医療の安定供給が第一なので、その辺の表現を考えていきたいと思う。

＜改定の基本的視点と具体的方向性＞

（全体について）

- ・ 改定の基本的視点1から4についてはおおむね賛同。特に視点1と2を重点課題とすることに賛同。
- ・ 基本認識で「全世代型社会保障」の実現がうたわれているが、基本的視点になると、ちょっと見えなくなっている感があるので、入れ込んでいただきたい。
- ・ 大都市近郊では救急車が来ても受入先が決まるまで1時間くらいその場で連絡を取っていることをしばしば見る。医療の体制、医師や看護師等の数の問題、働き方の改革、それらが組み込まれるような診療報酬体制を考えていきたいと思う。

（新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例的な対応については、今後その検証をしっかりしていただきたいと思う。
- ・ 診療報酬上の何らかのインセンティブ等、感染対策の裾野を広げるための対応も必要ではないか。
- ・ 平時と緊急時のいずれにも対応できる効率的・効果的な医療提供体制を構築することは、重点課題であると考える。地域医療構想の推進等により、地域全体での医療機能の分化・強化、連携を引き続き着実に進めていくことが必須であり、診療報酬によっても後押しをする必要があると考える。
- ・ 平時と緊急時で医療提供体制を迅速かつ柔軟に切り替えることがなかなかできなかつ

た原因は、医療従事者等の確保が難しいことがある。余裕がない医療提供体制を強いられた中で、新型コロナウイルス等に対応することは難しかった。新興感染症等については、それを踏まえた余裕の部分を明確に示せるような形でやっていかないと、逼迫した状態が続いて対応できない。

- ・ 新型コロナ対応でも明らかになったとおり、ぎりぎりの人員配置では非常時の対応ができない。病床はいざとなれば臨時の確保も可能だが、重症患者に対応できる医療従事者を急に確保することは難しいと思う。重症患者にも対応できる医療従事者を平時からある程度手厚く配置することも必要だと考えている。
- ・ 感染症に関する専門性の高い看護師が、地域の医療機関や介護保険施設等と連携して、地域の感染対策に貢献してきた。こうした人材は大規模病院に集中しているので、それらの人材が小規模病院や介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等とも連携して支援を行うことは重要。平時からの取組が重要で、それによって地域における感染対策の水準、医療の質の向上を図ることが期待できる。診療報酬でも後押しする必要があるのではないかと考える。
- ・ コロナ禍において、地域の複数の医療機関が連携して対応する新しいモデルも見られているので、複数で実質的な連携によって医療を確保するものが今後の新しい医療モデルとして推進されるような評価の仕方を考えていただきたい。
- ・ 医療機能の分化・強化、連携とあるが、地域の人口の動態等を鑑みて、一定の集約化も必要であると考える。
- ・ 大病院にかかるときにかかりつけ医の先生から紹介状を持ってきてもらうと、時間も手間も省ける。現在、選定療養の制度で対応しているやり方はかなりいい方法だと思うので、充実していくことは賛成。しかし、全ての病院にこれを当てはめるのは無理なので、そこはこの審議会で十分に議論をさせていただきたいと思っている。
- ・ 「かかりつけ医を中心とした外来医療や在宅医療を含め、地域医療全体を視野に入れ、適切な役割分担の下、必要な医療を面として提供する」との記載があり、これは非常に重要。
- ・ かかりつけ医の機能や仕組みを整理し、外来や在宅を含めた地域全体での医療機能の分化・役割分担を進めることが重要ではないか。
- ・ かかりつけ医機能の評価について、患者目線で見て納得感が得られるような評価となるように検討いただきたいと思う。
- ・ かかりつけ医の定義や在り方については十分な整理がなされていない状況であり、かかりつけ医機能が果たされることによる患者のメリットを明確化し、それに見合った評価をしていくという方向性について、しっかりと議論をしていく必要があると考える。
- ・ かかりつけ医の枠をある程度を決めることはいいが、がっちりはめてしまうと、切磋琢磨できないかかりつけ医制度になってしまう。世界に冠たる日本の医療保険制度体制のいいところであるフリーアクセスを担保することによって、良質なかかりつけ医が淘

汰されずに生き残っていくシステムをつくり、それが地域に根差していくという体制ができるような少し先を見た体制も必要ではないか。

- かかりつけ医機能自体がばらばらであり、かかりつけ医を定義することは難しいので、これを法的に制度化するのは無理である。無理に制度化して、がちがちのものをつくれば結局は患者に迷惑がかかる。一つの機能だけでなく、いろいろな機能が合わさってその方に合わせて対応しているというのが日本の医療の特色であり、むしろその機能を充実させることが大切。かかりつけ医機能を充実させることが大事であって、制度化することが一番いい方法だという主張は間違いないと思う。
- 口腔健康管理を行うことで、誤嚥性肺炎等のリスクを軽減することが明らかとなってきた。コロナ禍での受診控えなどがあり、介護施設等を含む受療困難者の口腔の問題は依然としてあるので、歯科訪問診療の充実も念頭に置いた改定をお願いしたい。
- 地域包括ケアシステムの構築について、在宅医療、介護の需要はこれからますます高まっていく中で、24時間対応の医療や入院や在宅及び施設のサービスとの密接な連携体制の構築は道半ばである。これまで基本認識や基本的視点に位置づけられてきたことを踏まえれば、介護サービスとの連携による在宅医療体制の構築も引き続き推進していくことが必要ではないかと思う。

(安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進)

- 医師の働き方について、職場の観点ばかりが取り上げられているが、働く人の生活を重視し、ワーク・ライフ・バランスの確立や仕事と家庭の両立を考慮していただきたい。多様な働き方や柔軟な働き方を考える必要がある。
- 医師の働き方改革について、事務的な処理など医師でなくてもできる仕事が多々ある。医療事務者をつけていただく制度が始まり、充実しているが、まだまだ十分ではない。単純な労働時間ではなく、医師が育つのに必要な時間を別に考えていただき、それと一緒に事務的なことを専門職種に任せていくことが大変必要ではないかと思う。
- タスク・シェアリング／タスク・シフティングを進めるためには、各病院が採用に苦労している看護補助者の確保・定着に寄与する措置が必要だと考える。マンパワーの確保なしにこれは進まないので、診療報酬においてもさらなる対応が必要だと思う。
- 医師の働き方について、残業時間が年間1800時間くらいまで認められるような在り方が本当にいいのか。通常の8時間労働プラス若干のアルファくらいで平時やっていけるような改正があって初めてコロナ禍のような場合に、緊急対応ができるようになるのではないか。
- 医師の働き方については、医科歯科連携の推進を進めることでこれを推進できる部分が多いと考えている。様々な点からの医科歯科連携の視点を御検討いただきたい。

(患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現)

- ・ 国民が、革新的医薬品を含めたあらゆる医薬品に必要なときにアクセスできることで、安心・安全で質の高い医療が実現する。
- ・ 医薬品の安定供給のためには、サプライチェーン全体の機能を強化することが求められ、今年4月に初めての中間年改定が行われたが、製薬企業、医療機関、薬局はもちろん、卸を含めた検証が必要だと思う。
- ・ 薬価の評価については、創薬力の強化、イノベーションの推進が基本認識や基本的視点に入っているので、この方向で検討いただきたいと思う。
- ・ オンライン診療について、コロナのときも接触せず診られるというのは完全に緊急時の対応であり、見ただけで分かる病気もあるが、それでは十分なことができない病気の方が多い。オンラインだけで全てに対応するのは無理。オンライン診療は大変役に立つが、初診から、新患からは絶対に無理なので、そのところを十分に考えていただき、むしろ、今回のコロナへの対応で、地域でかかりつけ医を持っていただくことによって対応できるということがよく分かったので、協力いただきたいと思う。
- ・ 10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用が可能になったが、利用率等はまだまだこれからという報告があったので、こういったことのアクセスが広がることもしていかなければいけないと思う。健康や医療は一人一人の意識と努力がとても大切だが、マイナンバーカードを使っての端末活用やほかの端末を使った自己管理、そして医療や薬剤等を受けるときの適切な安全と有効な活用の仕方など、将来は全てマイナンバーカードで連携されて可能になっていくはず。そういうことを見据えながら、診療報酬においても全体がうまくなるような工夫を取り入れていただくことがデジタル社会の実現に資すると思う。
- ・ 評価ということが何度も出てくるが、評価のシステム、評価の主体等を具体化していただきたい。
- ・ 歯科においても、厚労科学研究などで在宅現場等でのICT利活用の検証を行っている。好事例は取り上げていっていただきたいと思っている。加えて、歯科の補綴物の製作等におけるデジタル技術の応用など、ICTに関する新しい効果的な技術についての検討も進めできることと考えている。

(効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上)

- ・ 限りある医療資源を有効活用するという観点から医療資源の重点配分という方向性も書き込んでいただきたいと思う。
- ・ 後発医薬品の使用促進について、後発医薬品の薬価取引単価が低く、需要増加に対応できる生産体制の構築が難しく、急激な需要増加に対応できなかつたのではないかという声を聞いている。海外産原料の調達が困難という状況も考えると、医療費の適正化を後発品への過度なシフトや薬価低減にのみ頼るのは危険であり、取引価格の適正化についても今後検討すべきと考える。

- ・ 後発医薬品について、全都道府県で80%以上という新たな目標の達成に向けた方針を明確に示していただくとともに、導入から10年以上が経過した体制加算の今後の在り方をはじめ、診療報酬における対応を検討していく必要があると考える。
- ・ 後発医薬品について、日本にはしっかりとした薬品をつくる会社が多々あるので、そこに育っていただき、国内でつくっていただくことが大事だと思う。特に抗生物質や循環器の基礎薬品については決して供給が止まることのないようにやっていただきたい。財政的に安いほうがいいのは分かるが、それだけでは国民の命は守れない。
- ・ 後発医薬品の使用促進だけでなく、品質確保についても併せて方向性として位置づける必要があるのではないか。
- ・ 敷地内薬局の公募に応じることのできる薬局を経営する法人の収益状況なども踏まえた見直しの方向性をお願いしたいと思う。
- ・ 歯科や調剤についても効率化・適正化の余地があるのではないかと考えるので、検討いただきたいと思う。

(その他)

- ・ コロナ対応は直近では最重要だが、地域包括ケアシステムの推進も政策的な大きな流れがある。最近は地域包括ケアと地域共生社会の融合が図られようとしていると思う。地域包括ケア、さらにできれば地域共生社会といった視点も取りまとめに向けて少し入れ込んでいただきたいと思う。これからは地域を基盤とした制度間の横の連携が非常に重要になってくる。
- ・ かかりつけ医には、健康に関するアドバイスや予防医療を提供することが期待されており、国民がかかりつけ医を通してヘルスリテラシーを高め、軽微な疾患には自分で対応するというセルフメディケーションを進めていくべきだと思う。軽微な疾患に対する医師の負担を減らし、より高度な治療が必要な疾患に集中できる環境を整えることで、医療資源の有効活用が図られるのではないかと考える。地域の薬局や薬剤師、登録販売者などを活用したセルフメディケーションの推進も重要。
- ・ 医師、看護師等医療従事者の数が適正なのか疑問。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査を充実しないと対応できないのではないかと思う。その辺がきちんとすれば、医療体制の面でももう少し余裕をもって臨めるのではないか。

第145回社会保障審議会医療保険部会（令和3年9月22日）
各委員の発言要旨（「令和4年度診療報酬改定の基本方針について」関係）

＜全体について＞

- ・ 前回改定に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築を追加することについて特に異論はない。
- ・ 改定の基本認識や視点に関して案に特段の異論はない。

＜改定に当たっての基本認識＞

（全体について）

- ・ 2ページの基本認識に掲げられている例示について、特に違和感はない。
- ・ 人生100年時代の健康長寿や、国民が安心して任せられる医療の確保、持続可能な社会保障制度との連携は重要。

（新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築）

- ・ 新型コロナウイルスのために、大変な苦難にあって腐心をされている医療の現場への配慮を特に考えるべきではないか。
- ・ 今回特に重要なことは、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた医療提供体制をどう構築し、その体制を保つかだと思う。
- ・ ここは単に「医療提供体制の構築」という表現にとどめるのではなく、この例の文言の中に、「効果的な入院医療体制の強化」や「安全・安心な外来医療体制の構築」といった文言を加えていただきたい。
- ・ 基本認識の中で、より危機感の高い表現を用いるべきではないか。

（患者・国民に身近で、どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進）

- ・ 全国的に見て地域医療の確保がとても大事な時代。地域医療の確保に努力されている医療機関への配慮も検討が必要ではないか。
- ・ 3つの欄に「患者・国民に身近で」とあるが、患者とそれを支える人々というような視点を盛り込んでいただきたい。

（社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和）

- ・ コロナ禍において大変難しい改定となることは間違いない一方、高齢化の進行や現役世代の減少といった趨勢を踏まえれば、引き続き「社会保障制度の安定性・持続可能性

の確保、経済・財政との調和」は重要な点である。

- ・ 厳しい財政状況、企業業績や雇用情勢の悪化などを踏まえ、危機に直面している現状を国民全体と共有するような表現を用いてはどうか。

(その他)

- ・ コロナで非接触性が重視され、また、移動の負担を減らしながら患者のケアをするという意味からも、オンラインでの医学的・医療的な対応が重視される時代に向かっていくと感じる。こういったことにも配慮いただきたい。
- ・ 診療報酬制度の在り方そのものについて議論すべき時期に来ているのではないか。

<改定の基本的視点と具体的方向性>

(全体について)

- ・ 基本的な視点については全体的に了解できる。
- ・ これまでの改定の視点をベースにして、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築という視点を追加することについて賛成。

(新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制を構築する視点)

- ・ 診療報酬体系の中でもコロナ治療に当たる病院に対する措置を継続していただきたい。地域の中核病院は、コロナ治療のみならず、そのほかの一般医療を並行してやっていかなければならず、負担がかかっている。十分な配慮がないと、第6波や新しい感染症などに耐えられないおそれがある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例的な対応については、効果検証が今後必要。
- ・ 今般のコロナ禍の対応を通じて、機能分化、連携や医療機能の集約が不十分であるということが顕在化しており、これは、我が国の医療提供体制の構造改革を要する大きな課題。診療報酬だけで動くものではないが、国民の安心・安全の確保のために効果的な形で医療機能の分化・連携、あるいは集約化を進めることも一つの方策であると考えられる。
- ・ 入院医療の機能分化・強化、連携のさらなる推進や国民・患者が自らに合ったかかりつけ医を選べるようにするためのかかりつけ機能の強化について、これを新型コロナ対応も踏まえた1つ目の項目のほうに記載する形にしていただきたい。
- ・ このコロナ禍でかかりつけ医の役割が改めて見直されて、その重要性が国民の間で認識できた。
- ・ 平時から人員配置にある程度の余裕がないと緊急時に対応できない。そのような方向性を示すべきだと考える。また、一般の医療機関や地域の介護施設等も含めて、地域に

おける感染管理の水準の底上げを図る必要がある。

- ・ 感染拡大時を含めて、必要なときに必要な医療を受けられる体制を構築するというのが基本。そのためには、感染拡大を考慮した地域医療構想の再検討が基本になる一方、日本全体の医療提供体制の改革につながる診療報酬改定を検討していく必要があると思っている。
- ・ 医療提供体制については、累次の感染拡大局面において十分な受入体制が整わないなど、その機能不全、脆弱は明らかになったと思うので、適切な医療提供体制の再構築がなされることを期待して支持したいと思う。
- ・ 診療所における感染防御に対する施策がまだ十分ではないので、その辺りも力を入れていただきたい。
- ・ 感染対策について、歯科は基本診療料で主に評価されている。令和2年の改定で見直しがされたが、まだまだ不十分であると考えている。歯科に関しては、個人立の医療機関が多く、経営体力が非常に乏しく、現状では良質な歯科医療提供体制の維持に関して極めて困難な状況が想定される。実情を鑑みて御検討いただきたい。

(医療従事者の負担を軽減し、医師等の働き方改革を推進する視点)

- ・ 医師から看護師へのタスクシフト・タスクシェアと同時に、看護師から看護補助者等へのタスクシフト・タスクシェアを進める必要がある。看護補助者の確保・定着に寄与する措置が必要と考えている。
- ・ 病床や医薬品、医療機器などの確保に加えて、それらを支える人材の確保まで含めた体制整備は不可欠。看護職員を含めて医療従事者全体の労働環境の改善につながる報酬改定としていくことが必要だと思う。

(医療機能の分化・強化・連携と地域包括ケアシステムの推進に関する視点)

- ・ 全ての人がかかりつけ医を持つにはどうしたらいいのかという視点で、効果的な施策の検討をお願いしたい。
- ・ 「外来機能の明確化・連携の推進」や「質の高い在宅医療・訪問看護の確保」が非常に重要。比較的高度な医療が必要な患者さんであっても地域で尊厳ある生活を継続できるよう、訪問看護ステーションの量的確保のみならず、機能を強化することや、医療機関・訪問看護ステーション・その他関係機関との間における情報連携、オンライン診療時の看護職によるオンライン指導などを推進する必要がある
- ・ 薬局・薬剤師が、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ機能をより強化して、かかりつけ医をはじめとする他の職種と連携して、患者に対して一元的、継続的な服薬管理を行い、個別最適化した薬物治療を提供していくよう、取組を推進すべきと考える。

(患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療を実現する視点)

- ・ 感染症に対応可能な医療体制の構築とともに、人口、疾病構造の変化に対応して、患者のニーズに添った効率化・効果的な医療体制の構築を進めること。
- ・ 薬局・薬剤師業務について、対人業務をより充実して医薬品の適正使用をより進めていくべきだと思うが、薬剤師の基本的で最も重要な業務の一つが医薬品の備蓄、管理、薬剤の加工、調製などの対物業務。医薬品の適正使用のためには対物業務を適切に実施することが重要で、その上で対人業務を推進していくべきと考える。
- ・ オンライン診療などは、このコロナの中で威力を発揮することが分かった。様々な議論はあると思うが、審議会での議論の中でよくもんでいただきたい。
- ・ オンライン診療について、対面との報酬の違いがその阻害要因となっているようであれば、その点の解消についても検討していくべきと考えている。
- ・ オンラインは特に山間地、過疎地域や脳卒中などで家にいなければならぬ場合には、大変良い武器。今回も接触をしないという意味でオンライン診療は大変高く評価され、使っている先生も多いので、これは進めねばならない。しかし、これはエマージェンシーにおいての対応。オンラインだけでは検査もできないし、救急のときの搬送もできない。そういうことにならないよう、評価については十分理解していただいた上で、十分対応してもらわねばならない。やはりオンラインの拠点はその患者さんの近くにあるべき。

(効率化・適正化を通じて、制度の安定性・持続可能性を高める視点)

- ・ 医療の効率化・適正化、医療資源の重点配分という趣旨もしっかりと書き込んでいただきたいと思う。
- ・ 方向の例として示されている項目が薬剤に関連した事項に限られているのは不十分ではないかと考えている。薬剤に限らず、入院医療や外来医療などについても効率化・適正化という視点が重要で、基本方針に盛り込むべきと考える。
- ・ コロナを直接診る、診ないは別にして、苦境にあえいでいる医療機関が多いということも理解した上で、いろいろな施策の具体的な方向性を示していただければと思う。持続可能な保険制度ということを貫くことはもちろんやぶさかではないが、疾病構造の変化も丁寧にお示しいただきながら、令和4年度の改定に向けてやっていただければと思っている。
- ・ やはり2025年から40年に向けて、高齢者増の割合よりも現役世代の急減が大きな社会的な問題になっていく等のマクロの状況や、適正化の手段も限られてくる中で、これから先の持続可能性について、中長期的、抜本的な議論がこの場において開始されることを期待したいと思う。

(その他)

- ・ 薬価については、イノベーションを牽引する重要な産業でもあることから、創薬力の

強化の視点も盛り込むべきと考えている。

- ・ 改定の基本的視点と具体的な方向性にイノベーションの評価、そして、医薬品の安定供給の確保が必要と思う。安定確保医薬品に位置づけられた医薬品については、薬価制度上の措置の在り方についても議論が必要だと思う。
- ・ 今後、画期的な医療技術、新薬が遅滞なく医療現場に届けられるように、配慮していくべきではないかと思う。そのような意味で、イノベーションの適切な評価並びに安定供給という言葉が方向性に入ったほうがいいのではないか。
- ・ ワクチンや基本的な薬剤は国産で作っていただきたいといけないのではないか。薬がなくなると大変なことが起きるので、費用だけを優先して、とにかく安く作るということを考えると、いろいろなひずみが来る。
- ・ 敷地内薬局について、このような公費の使い方をするということは、國の方針、保険診療として適切でないことに、通常の給付を行うことになり、診療報酬の適正化だけではなく、給付のあり方、その是非を含めて検討すべきだと思う。
- ・ 医療事故を含めて、安全のためには費用が要る。同時に、情報の開示とチェックが要る。第三者による評価をしていかないと、こういったものは完全にならないので、そういったことも今回の指針の中に入れていただきたいと思う。